【様式１】

公募型プロポーザル参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

　広島県知事　様

　　代表者職氏名

（担　　当　　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（Ｆ Ａ Ｘ 番 号　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（メールアドレス　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

令和６年６月28日付けで公告のあった次の公募型プロポーザルに参加したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の４の規定のいずれにも該当しない者であること、公募型プロポーザル参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

１　：ひろしま空き家バンク「みんと。」機能拡張・運用委託業務

２　添付書類（　有　・　無　）

　　添付書類有の場合、書類名を記入

|  |
| --- |
|  |

【様式２】

会社概要説明書

令和　　 年　　月　　日

広島県知事　様

|  |  |
| --- | --- |
| 会 社 名 |  |
| 代表者職・氏名 |  |
| 所 在 地 | 本　　　社 | 〒住所電話番号 |
| 広島県内支社等（県内に所在しない場合は記載不要） | 〒住所電話番号 |
| 設立年月日 | 　　　　年　　　月　　　日 |
| 資 本 金 |  |
| 直　近　の年間売上高 |  |
| 従業員数 | 人 |
| 業務内容 |  |
| 会社の特色 |  |

※グループ企業体で提案する場合はグループ員全員分を提出すること。

【様式３】

グループ構成書

令和　　 年　　月　　日

　広島県知事　様

令和６年６月28日付けで公告のあった次の公募型プロポーザルに関し、次のとおり企業グループを構成し、参加します。

|  |  |
| --- | --- |
| 業務名 | ひろしま空き家バンク「みんと。」機能拡張・運用委託業務 |
| 企業グループ名　　　　　　　　　　 |  |
| 代表企業 | 商号又は名　　　称 |  |
| 所　在　地 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 連　絡　先 | 電話： | メール： |
| 担　当　者 | 所属： | 氏名： |
| 担 当 業 務 |  |
| 構成企業 | 商号又は名　　　称 |  |
| 所　在　地 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 連　絡　先 | 電話： | メール： |
| 担　当　者 | 所属： | 氏名： |
| 担 当 業 務 |  |
| 構成企業 | 商号又は名　　　称 |  |
| 所　在　地 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 連　絡　先 | 電話： | メール： |
| 担　当　者 | 所属： | 氏名： |
| 担 当 業 務 |  |

※「構成企業」欄が不足する場合は、適宜用紙を追加すること。

※「担当業務」欄には、グループ企業体におけるそれぞれの役割（本業務における役割）を簡潔に記載すること。

【様式４】

委　任　状

令和　　年　　月　　日

広島県知事　様

　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　ひろしま空き家バンク「みんと。」機能拡張・運用委託業務の公募型プロポーザルに参加するにあたり、次の企業を代表企業として、一切の権限を委任します。

|  |  |
| --- | --- |
| 企業グループ名 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者氏名 |  |

※代表企業以外の構成企業ごとに提出すること。

【様式５】

仕様書等に対する質問書

令和　　年　　月　　日

広島県知事　　様

　　（担　　当　　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（Ｆ Ａ Ｘ 番 号　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（メールアドレス　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　：ひろしま空き家バンク「みんと。」機能拡張・運用委託業務

|  |  |
| --- | --- |
| 質問事項 |  |

【様式６】

取 り 下 げ 願 い 書

令和　　年　　月　　日

　広島県知事　 様

　　代表者職氏名

（担　　当　　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（Ｆ Ａ Ｘ 番 号　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（メールアドレス　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　令和６年６月28日付けで公告のあった「ひろしま空き家バンク「みんと。」機能拡張・運用委託業務」の公募型プロポーザルへの参加を表明の上、関係書類を添えて参加資格確認申請書及び提案書を提出しましたが、都合により取り下げます。

※　グループ企業体で提案する場合はグループ代表者が提出すること